

第 3 8 1 回
天草不知火海区漁業調整委員会
議事録

令和 3 年（2 0 2 1 年）1 1 月 1 0 日開催

第381回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年(2021年)11月10日(水)午後2時から
- 2 開催場所 県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 出席者
(出席委員) 江口幸男 前田和昭 佐々木倫一 友村喜一 廣田幸英 田代龍也
深川英穂 澤田唯二 岸田光代 平岡政宏 一宮睦雄 藤木美才
藤田香織
(欠席委員) 桑原千知 田中愛美
(漁業取締事務所) ひご船長 松本忠
(天草広域本部水産課) 参事 津方秀一 技師 若田隆太
(熊本県漁業協同組合連合会) 指導課長補佐 寺本裕也
(水産振興課) 主幹 木村武志 主幹 鮫島守
(事務局) 事務局長 宮本政秀 主幹 大塚徹 参事 篠崎貴史
参事 郡司掛博昭 技師 東海林明

4 内 容

(1) 開 会

(2) 議 事

1) 議 題

第1号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

第2号議案

天草不知火海区における漁業権の免許について(諮問)

議事の経過

事務局

定刻になりましたので、ただいまから第381天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、15名中13名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第381天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を1部と「漁業法関係法令集」という冊子を1部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。
それでは、江口会長お願いします。

議長

皆さん、こんにちは。
コロナで皆さんも苦勞されていると思いますが、熊本県も4日感染者ゼロが続いています。
再びコロナの感染が始まるのかは、誰も予想がつかない。
例年、この時期には、両海区で忘年会を開催していたが、事務局から話もないので、まだ開催できないのだらうと思います。
それでは、ただ今から第381天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。
議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は 深川委員と藤田委員をお願いいたします。
なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願いたします。
それでは、早速議事に入りたいと思います。
第1議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。
本日は、知事許可漁業のその他のかご漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について諮問させていただきます。着座にて説明させていただきます。
熊本県漁業調整規則、以下規則といいますが、規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業時期や操業区域などの内容、用語としては制限措置と呼びますが、この制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。そこで、地元漁業者及び関係漁協から新たに漁業を営みたいと要望のあったその他のかご漁業について諮問させていただきます。
今回諮問させていただく制限措置の内容について、個別にかつ具体的に説明いたします。資料3ページをご覧ください。操業区

域は、資料4ページの別記1のとおり天共第11号共同漁業権漁場内の倉岳地先となっており、漁業時期は、3月1日から11月30日までとなっています。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、定めなし、許可又は起業の認可をすべき船舶の数は1隻、漁業を営む者の資格として天草市倉岳町に住所を有する者、熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者としています。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は令和3年（2021年）11月25日から令和3年（2021年）12月3日までを予定しています。この公示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年（2022年）11月30日までとしています。また、備考の（2）に許可をするに当たって付す条件を記載しています。同じ操業区域の既存の許可と同様の条件となっております。

以上で説明を終わります。御審議の程よろしくお願い致します。

議長

ただ今、水産振興課から、第1号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

よろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは特に無いようですので、第1号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。続きまして、第2号議案「天草不知火海区漁場計画に係る区画漁業権免許申請について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

今回は、「天草不知火海区漁場計画に係る区画漁業権免許申請について」の諮問でございます。資料は5ページからになります。

まず、今回の漁業権の免許設定までの進捗について説明させていただきます。

資料7ページをご覧ください。

資料上段「海区漁場計画の変更」については、本委員会への諮問及び答申を経て、令和3年8月31日に変更した海区漁場計画を公示しております。

本海区漁場計画については、資料11ページ以降に添付しております。

今回の諮問は、資料下段の免許の欄のうち、免許申請に係る本委員会への諮問になります。

令和3年9月1日から10月8日を免許申請期間として定め、公示した変更漁場計画について、漁業権取得を希望される個人や漁協から申請を受け、申請書類の確認及び適格性の審査を行っております。

ここで、免許申請の審査の内容にあたる適格性の確認について、フロー図を用いてご説明いたします。

資料8ページをご覧ください。

漁業法第72条には、漁業権の種類毎に、免許を受ける者の適格性が規定されており、第71条には申請者がこの適格性を有する者でない場合は、知事は免許してはならない、とされています。

審査ですが、まず、資料上段の区画漁業権のうち、個人に免許される個別漁業権の適格性について、フロー図にお示ししている(1)から(4)の項目に該当しないことを申請者から提出された宣誓書で確認しております。

次に、資料下段の区画漁業権のうち、漁協に免許される新規の団体漁業権の適格性の審査ですが、フロー図の①に基づいて実施しており、市町から提出された、関係地区内に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数を分母としております。

また、漁協から提出された申請書類により、当該漁協の組合員のうち、関係地区内に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数を分子として、その世帯数が、①の市町から提出された数値の3分の2以上であるかを確認しております。

それでは、免許の申請状況及び審査結果の説明に入らせていただきます。

資料9ページに示しております「3. 漁業権免許申請・審査結果一覧」をご覧ください。

今回変更した海区漁場計画で定めた、第2種区画漁業権くるまえば養殖業2件、及び第1種区画漁業権、5漁業種類13件について、免許申請者、適格性の審査結果、順位、免許予定者を記載

しています。

くるまえば養殖業2件については、株式会社海老の宮川から申請されています。

また、樋島漁業協同組合からは、魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）、天草漁業協同組合からは、魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）、わかめ養殖業、ひとえぐさひび建養殖業、ひおうぎがい垂下式養殖業及びかき垂下式養殖業、有明町漁業協同組合からは、かき垂下式養殖業がそれぞれ申請されています。

これら合計15件の申請について、先程ご説明した免許適格性の基準によって審査したところ、すべての免許申請者が適格性を満たしていたことを確認しております。

また、各漁場計画について申請者が1者であったため、順位は1位となり、全ての免許申請者を免許予定者としております。

以上が、今回の諮問についての説明ですが、この内容で異議ない旨答申いただきましたら、令和3年12月1日に免許となる予定でございます。

以上で説明を終わります。御審議の程、宜しく願いいたします。

議長

ただ今、水産振興課から、第2号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

よろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、他に無いようですので、第2号議案については、「特に意見なし」と答申いたします。

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、時間がありますので、委員の皆様から事務局に質問があれば、お願いします。

何かございませんか。

議長

事務局の方から、報告しておくべき事項等はありませんか。

事務局

前回の委員会で、熊本県から全漁調連九州ブロック会議に提案する提出議題につきましては、各県から本県要望に対する反対意見はなく、提出した4つの議題について、全て賛成されました。

今後、提案議題については、九州ブロック会議に議題として諮られ、承認されれば、九州ブロック会議の提案議題として全漁調連に提出されます。

全漁調連では、各ブロックから提出された提案議題を要望書として取りまとめます。その取りまとめの作業が、12月10日に東京で開催され、本県から熊本県連合海区漁業調整委員会の江口会長に御出席いただく予定です。

取りまとめられた要望書は、来年5月に開催予定の全漁調連の総会に諮られ、承認されれば、6月から7月に予定されている関係省庁への要望活動において要望することとなります。

その際は、全漁調連の副会長県である本県からも江口会長に参加いただき、本県からの要望についてもしっかり要望していただくこととなります。

事務局からは以上です。

議長

事務局の方からは、他に無いようでございます。
委員の皆様から何かございませんか。

委員

ありません。

議長

それでは、これで第381回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。